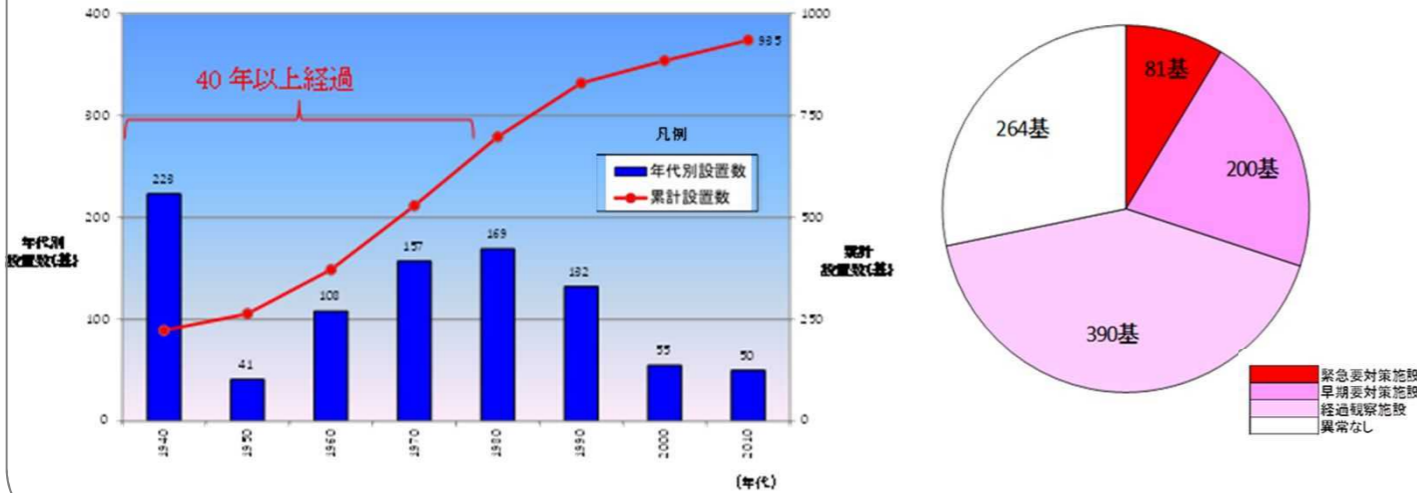




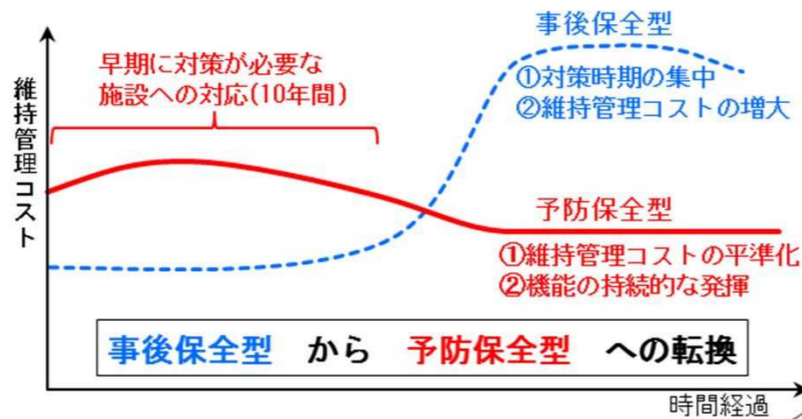
## 河川管理施設（樋門・樋管）の高齢化と機能劣化

大分県が管理する河川の堤防区間内に存する樋門・樋管は、935基。  
近い将来、ほとんどが更新期（40年以上経過）を迎え、約3割は機能に支障が生じており、今後、維持修繕・更新の費用の増大が懸念。



## 戦略的な維持管理《事後保全型から予防保全型への転換》

- ①早期に対策が必要な施設の補修等を実施するため、初期に費用はかかるが、その後は予防保全型の維持管理により予算が平準化。
- ②将来的に補修等の時期が集中せず、適切な維持管理が可能となることで、施設の機能が持続的に発揮。

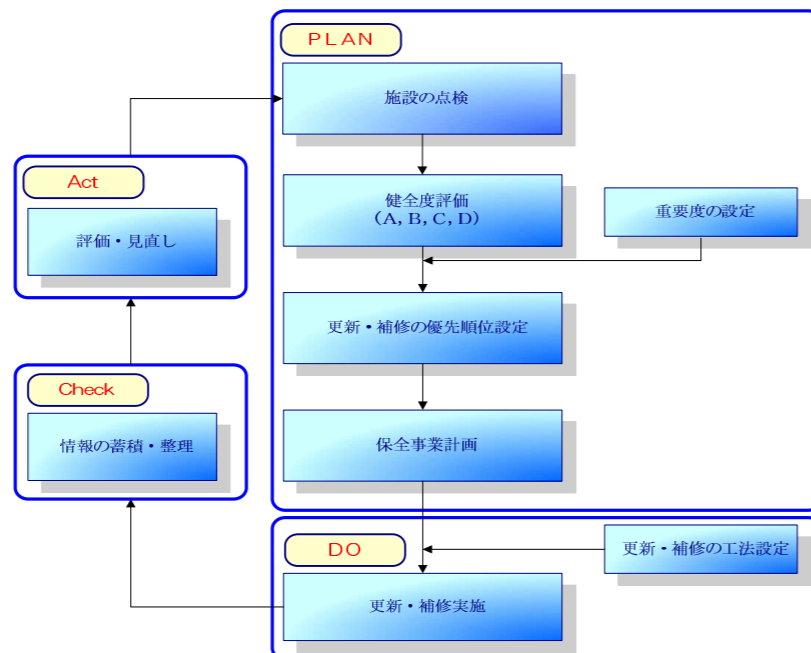


## 長寿命化計画

長寿命化計画では、更新・補修の優先度から保全事業計画を策定、更新・補修の実施、更新履歴等の情報の蓄積と整理、評価の見直しといったメンテナンスサイクルを構築。

更新・補修の時期を事前に把握することにより、効率的・効果的な維持管理を行い、費用の平準化・低減を図ることを目的とする。

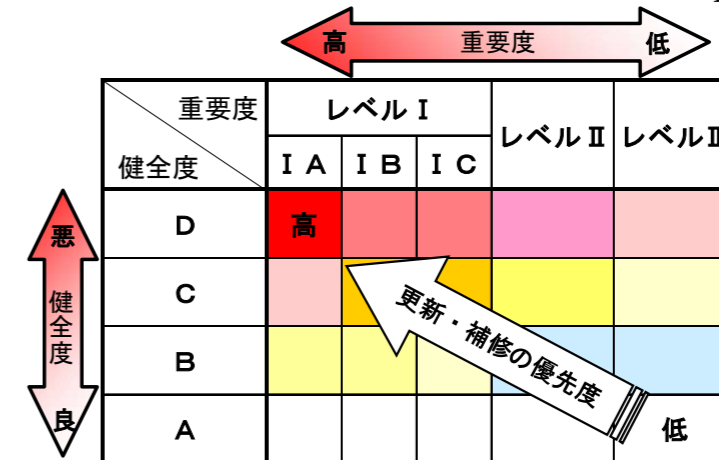
長寿命化計画は運用しながら「計画の評価・見直し」を行う。



## 樋門・樋管の更新・整備の優先度

定期点検は、出水期前に1年に1回以上実施。  
点検結果に基づき評価した健全度と、機能不全時の社会的影響を踏まえた重要度区分から、施設の更新・整備の優先度を決定。

$$D-I > D-II > D-III > C-II > C-III > B-II > A-I > C-I > B-I > B-III > A-II > A-III$$



【健全度】

| 健全度      | 変状等の程度  | 変状等の発生の有無 | 対象とするゲート設備の機能低下 |
|----------|---|-----------|-----------------|
| A 異常なし   | 目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、構造物の機能に支障が生じていない状態。   | 無もしくは軽微有  | 無               |
| B 要監視段階  | 目視できる変状が確認されるが、構造物の機能に支障は生じていない状態。進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態。目視点検では評価が困難であり、詳細調査を必要とする状態。 | 有(進行性)    | 無               |
| C 予防保全段階 | 構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を行うことが望ましい状態。  | 有         | 無               |
| D 措置段階   | 構造物の機能に支障が生じている状態。措置(補修又は更新)が必要な状態。   | 有         | 有               |

【重要度区分】

| 重要度 | 細目   | 判断基準                              |
|-----|--|-----------------------------------|
| I   | 治水機能を有する施設の内、機能低下により浸水が想定される地域(浸水地域)に、被害の影響が大きい施設を有する                |                                   |
|     | IA 浸水地域に、家屋(事業所)が多数、又は、公共施設等のライフラインに影響する施設を有する                       | 家屋(事業所)浸水=5棟以上<br>公共施設等=有         |
|     | IB 浸水地域に、家屋(事業所)が数戸を有する  | 家屋(事業所)浸水=1~5棟                    |
|     | IC 浸水地域に、家屋(事業所)はなく、唯一の避難路が冠水する施設                                    | 家屋(事業所)浸水=0棟<br>避難路冠水=有           |
| II  | 治水機能を有していない利水設備<br>※ただし、日常生活のライフライン等の遮断等に係わるものはレベル I とする             | 上水、工水等、社会生活に影響を及ぼす利水施設            |
| III | レベル I・II 以外の施設の内、機能低下により浸水が想定される地域(浸水地域)に、人命、公共施設等のライフライン、避難路等が存しない。 | 家屋(事業所)浸水=0棟<br>避難路冠水=無<br>耕地浸水=有 |